

## 「地縁による団体」の法人住民税の取扱いについて

### 1 経過について

- (1) 地方自治法の一部改正（平成3年4月2日交付）により、地縁による団体については、市町村長の認可を受ければ、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有することができることとされた。（地方自治法第260条の2第1項）
- (2) 地方自治法の一部改正に伴い、地方税の一部改正が同日に行われ、認可を受けた地縁による団体が公益法人等に含まれることになった。
- (3) 地縁による団体が公益法人等に含まれたことにより、法人市民税の納税義務者となるため、平成3年9月定例会市議会において松本市市税条例の一部改正を行い、地縁による団体を公益法人等に含めた。

### 2 法人に関する「税」の申告について

- (1) 法人の設立届けをする。  
地方事務所長、市長（市民税課）
- (2) 税の申告をする。
  - ア 収益事業を行った場合  
税務署長、地方事務所長、市長へ申告をする。
  - イ 収益事業を行わない場合  
地方事務所所長、市長へ均等割の申告をする。  
(ただし、後述(4)で減免申請をする場合は不要)
- (3) 申告時期
  - ア 収益事業を行った場合  
事業年度（4月から翌年の3月までの1年間）の終了後2ヶ月以内（5月31日まで）に行う。
  - イ 収益事業を行わない場合  
毎年4月30日までに行う。
- (4) 税の減免申請について
  - ア 収益事業を行っていない場合は、地方事務所長及び市長へ法人均等割の減免申請をする。  
(収益事業を行っていても、設立後5年を経過する日を含む事業年度までの間、赤字の事業年度については減免申請をする。)
  - イ 市長へ固定資産税の減免申請をする。

### 3 参 考

#### (1) 法人市民税

- ア 収益事業を行わない地縁による団体

均等割額            50,000 円

(2) 法人県民税

ア 収益事業を行わない地縁による団体

均等割額 20,000 円

(3) 法人税・事業税

収益事業を行う地縁による団体については、法人税及び事業税が課税されます。

(4) 収益事業の範囲（地方税法施行令第5条第1項）

物品販売業・不動産販売業・金銭貸付業・物品貸付業・不動産貸付業・製造業・通信業・  
運送業・倉庫業・請負業・印刷業・出版業・写真業・席貸業・旅館業・料理店業その他の  
飲食店業・斡旋業・代理業・仲立業・問屋業・鉱業・土石採取業・浴場業・理容業・美容  
業・興行業・遊技所業・医療保健業・技芸教授業・駐車場業・信用保証業・無体財産権提  
供業——以上33事業

※ ただし、それ自体は収益事業に該当しない行為であっても、その性質上他の収益事業  
に付随して行われるものについては課税の対象に含めることになっています。